

# 地方独立行政法人福岡市立病院機構新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制（第5条—第8条）
- 第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項（第9条—第17条）
- 第4章 その他（第18条—第19条）
- 附 則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第9条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人福岡市立病院機構（以下「福岡市立病院機構」という。）における新型インフルエンザ等対策の実施に関する事項を定め、その感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護し、円滑かつ適切な医療活動に資することを目的とする。

### （基本方針）

第2条 福岡市立病院機構は、新型インフルエンザ等対策の遂行に当たって、国、福岡県、福岡市他関係市町及び指定（地方）公共機関等と相互に連携を図りながら、福岡市立病院機構運営本部（以下「運営本部」という。）及び両病院が一体となって、これを行うものとする。

### （定義）

第3条 本計画において「準備期」とは、平時から新型インフルエンザ等発生 の探知までを、「初動期」とは、事態の探知から厚生労働大臣による発生 の公表、政府対策本部の設置を経て、基本的対処方針の策定までを、「対応期」とは、基本的対処方針の実行から特措法によらない基本的な感染症対策に移行するまでを、「発生早期」とは、新興感染症発生から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく厚生労働大臣による発生 の公表前までを、「流行初期」とは、発生 の公表から3か月程度までを、「流行初期以降」とは、流行初期経過後から3か月程度までをいう。

### （新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画の作成・周知）

第4条 院長は、本計画を効果的に推進するため、準備期における体制整備等の準備、初動期並びに対応期における医療提供体制等について記載した新型インフルエンザ等発生時にお

ける診療継続計画（以下「診療継続計画」という。）を作成し、運営本部に登録するとともに、診療継続計画の修正を行った場合には速やかに運営本部に登録する。

2 院長は、診療継続計画を作成又は修正した場合には、職員に対し周知徹底を図る。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

（平時における関係機関との連携、協力体制）

第5条 院長は、特措法第7条第1項に規定する都道府県行動計画及び特措法第8条第1項に規定する市町村行動計画における自院のその地域での役割を確認し、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合に備え、福岡県、福岡市をはじめ関係市町及び指定（地方）公共機関等と相互に連携・協力をを行い、新型インフルエンザ等対策の実施に努める。

2 院長は、感染症法第36条の3第1項に基づき、福岡県知事と医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（以下「医療措置協定」という。）の締結に係る協議に参画し、協議内容に応じ新型インフルエンザ等に係る福岡県における医療提供体制の整備・構築に協力する。

3 院長は、福岡県、福岡市他関係市町、保健所及び感染症指定医療機関等との間において平時から連携し、医療の提供に必要な情報収集及び訓練等に努める。

4 院長は、福岡県、福岡市他関係市町及び指定（地方）公共機関等の関係機関と円滑に連携を図るために、連絡先をあらかじめ共有するものとする。

（情報の収集・連絡体制の整備）

第6条 理事長及び院長は、相互間において情報の収集・連絡に努める。

2 情報の収集及び連絡体制については、毎年9月1日に、病院は運営本部に登録し、相互間において共有するとともに、登録内容に変更が生じたときは速やかにその旨を登録する。

（機構対策本部の設置・運営）

第7条 理事長は、特措法第22条第1項に基づき福岡県新型インフルエンザ等対策本部が設置されたときは、福岡市立病院機構において新型インフルエンザ等対策を行うために必要な次の業務を行わせるため、福岡市立病院機構新型インフルエンザ等対策本部（以下「機構対策本部」という。）を運営本部に設置するものとする。

- 一 発生状況の情報収集及び発信に関すること
- 二 関係機関との連絡調整に関すること
- 三 その他医療の提供について必要な業務に関すること

2 理事長は、機構対策本部を設置した場合において、通常の業務に加えて新型インフルエンザ等対策に係る医療業務を円滑に遂行する必要があることに鑑み、機構対策本部の職員配置や職員の業務分担が適切なものとなるように努める。

(病院における対策本部の設置・運営)

第8条 院長は、前条の規定に基づき運営本部に機構対策本部が設置されたときは、診療継続計画に基づき病院内に新型インフルエンザ等対策を遂行するための対策本部を設置し、必要な措置を講ずるものとする。

### 第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

(準備期における準備)

第9条 準備期においては、院長は、診療継続計画及び医療措置協定に基づき、新型インフルエンザ等対策の体制整備、職員の健康管理と啓発、病院機能の維持・業務継続及び医療資機材の確保等について、必要な措置を講ずる。

(初動期における対応)

第10条 初動期においては、院長は発生早期より、診療継続計画及び医療措置協定に基づき、外来及び入院の診療体制等について、必要な措置を講ずる。また、福岡県からの要請に応じて、医療機関等情報支援システム（以下、「G-MIS」という。）の入力を行う。

(対応期における対応)

第11条 対応期においては、院長は初動期に引き続き流行初期から流行初期以降についても、診療継続計画及び医療措置協定に基づき、外来及び入院の診療体制等について、必要な措置を講ずる。また、福岡県からの要請に応じて、G-MISの入力を行う。

(患者数が大幅に増加した場合の対応)

第12条 対応期において、患者数の大幅増加又は勤務可能な職員数の減少が発生した場合には、院長は、診療継続計画に基づき、一部診療業務の縮小・休止等の措置を講ずる。

(発生時における情報収集・連携等)

第13条 理事長は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、職員を召集・参集させて情報収集及び情報共有に当たる。

2 院長は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、福岡県、福岡市他関係市町及び保健所等の関係機関との間において、情報収集及び情報共有に努めるとともに、診療継続計画及び医療措置協定に基づき関係機関と連携・協力し、新型インフルエンザ等対策を実施する。

3 理事長及び各院長は、必要に応じ相互に連携・協力する。

(特定接種の実施)

第14条 院長は、特定接種の接種総数、接種順位等が新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において決定され、福岡県知事の指示によることから、診療継続計画に基づき職員へ

の特定接種の優先順位を決定し実施する。

- 2 院長は、特定接種の実施にかかわらず、業務の継続が可能なよう対策を講ずる。

(感染対策の検討・実施)

第15条 院長は、院内における感染対策について検討を行うとともに、患者及び職員の安全対策に努める。

- 2 理事長は、職場における感染対策について検討を行うとともに、職員の安全対策に努める。

(福岡県知事等からの職員の派遣要請に対する対応)

第16条 理事長は、福岡県知事又は福岡市他関係市町長等(以下「福岡県知事等」という。)から職員の派遣要請を受けた場合には、機構対策本部と病院との間における調整に基づき、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員の派遣を指示する。

- 2 院長は、福岡県知事等から職員の派遣要請を受けた場合には、診療継続計画及び医療措置協定に基づき、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣するとともに、速やかにその旨を機構本部に報告する。

(医薬品等の備蓄及び対応体制の整備・強化)

第17条 院長は、診療継続計画及び医療措置協定に基づき、医薬品、診療材料及び感染症対策物資等の必要数について検討するとともに、必要最低限の備蓄を行い、定期的に備蓄状況を確認する。

- 2 院長は、診療継続計画及び医療措置協定に基づき、診療機材等の整備、点検を行い不測の事態に対応できるようにする。
- 3 院長は、診療継続計画に基づき、対応期において感染症対策物資等の備蓄・配置状況についてG-MISに入力を行い、感染症対策物資等が不足することが予見される場合は、G-MISを通じて福岡県へ報告を行う。
- 4 院長は、診療継続計画に基づき、平時から、ゾーニングや個室・陰圧室等の準備状況について定期的な確認を行い、対応体制の強化を行う。

#### 第4章 その他

(職員への教育・訓練等)

第18条 院長は、平時から院内感染対策について徹底するとともに、診療継続計画及び医療措置協定に基づき、新型インフルエンザ等の発生時に適切な医療を提供できるよう、患者の安全確保及び職員の危機意識の向上に必要な教育及び実践的な訓練を実施する。

- 2 院長は、地方公共団体等主催の研修会等に積極的に職員を派遣し、地域における新型インフルエンザ等対策に必要な知識・技術を習得させ、人材の育成を行う。また、研修会参加者等を効果的に活用して職員に対して新型インフルエンザ等対策に必要な知識等の周知徹底

を図るとともに、実践的な訓練を実施し、職員が適切に行動できるようにする。

3 院長は、前2項に規定する訓練等の実施結果を踏まえ、必要に応じて診療継続計画の見直しを行う。

(計画の修正)

第19条 本計画は、定期的に見直しを加え、必要に応じ修正する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

(施行期日) (令和8年1月28日改正)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。